

電波有効利用政策研究会 電波利用料部会（第15回）議事要旨

1 日時：平成16年9月13日（木）14：00～16：30

2 場所：三田共用会議所 第3特別会議室

3 出席者（敬称略）

主査：辻井情報セキュリティ大学院大学学長 主査代理：黒川法政大学教授
安念成蹊大学法科大学院教授、五十嵐ボーダフォン(株)常務執行役経営企画本部長、池田情報通信ネットワーク産業協会専務理事、岩崎(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモネットワーク企画部長（石川代表取締役副社長代理）、上田日本経済団体連合会産業本部情報グループ長、大井(社)全国漁業無線協会専務理事、鬼木大阪学院大学経済学部教授、甲藤早稲田大学理工学部教授、金子(社)電子情報技術産業協会専務理事、木村宇宙通信(株)代表取締役副社長、小竹群馬大学社会情報学部教授、斎藤東京大学大学院法学政治学研究科教授、東マイクロソフト(株)執行役、伊藤KDDI取締役執行役員専務技術統括本部長、高取(株)鷹山代表取締役社長、竹馬株式会社東京放送常務取締役、築館東京電力(株)取締役副社長、中林全国消防長会事務局次長、西尾ジェイサット(株)執行役員技術企画本部本部長代行（磯崎代表取締役社長代理）、橋本日本放送協会理事、橋本朝日放送株式会社常務取締役、村山(株)ニッポン放送取締役技師長、茂澤東日本旅客鉄道(株)設備部情報通信グループ課長（佐々木取締役設備部長代理）、湧口相模女子大学講師、渡邊消防庁防災情報室長

《総務省出席者》

有富総合通信基盤局長、竹田電波部長、稲田電波政策課長、炭田電波政策課企画官、渡邊基幹通信課長、児玉移動通信課長、山内衛星移動通信課長 他

《その他》

国土交通省赤木大臣官房電気通信室長

4 配布資料

資料1 「電波有効利用政策研究会 最終報告書(案)」に対して提出された意見の要旨及びこれに対する研究会の考え方

別紙1 電波利用料制度見直しの視点

別添1 経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定の考え方について

別添2 電波の経済的価値概念の導入とその用途との関係の整理

別添3 納付義務者の範囲について

5 議事等

(1) 開会

（構成員）国からの利用料の徴収につきまして、国土交通省から、本研究会で意見を述べる機会をいただきたいという要望をいただいております。当部会には消防庁の方は参加していただいているわけですが、国の立場の方が参加されていませんので、よい機会だと思います。本日は国土交通省の大臣官房電気通信室長をお招きしておりますので、よろしくご説明をお願いします。

(2) 国土交通省による意見陳述

（国土交通省）私どもの方で国土交通省の河川、道路等の直轄事業のための無線局、水防道路用という目的の無線局の運用管理を担当いたしております。先日、意見募集がございました電波有効利用政策研究会の最終報告書案につきまして、現在

では電波利用料の減免措置が設けられている国等から、一定の電波利用料負担を求めるべきという提案に反対である旨の意見を提出いたしました。早速説明に入らせていただきます。

先ほど申しましたように、私どもの方で河川、ダム、あるいは道路等の管理用といたしまして、固定局として多重無線、雨量、水位等の水門データの収集等に利用します無線局、それから雨量レーダーですとか、あるいは施設管理用のパトロール用の移動無線ですとか、あるいはヘリコプター等の画像伝送用の無線システム等々、全体で3万局弱の全国規模の無線局を運用しております。これらは河川、道路等の社会インフラの維持管理システムの中に組み込まれると同時に、防災システムにも組み込まれるということで、国民の生命、財産を守るために必要不可欠な手段として有効に利用しております。従来からこういった無線局の計画、あるいは運用に際しては、電波の特質、あるいは有効性を十分認識いたしまして、電波の有効利用に努めてまいりました。2GHz帯ですとか、400MHz帯の固定局における周波数移行でありますとか、あるいは各バンドにおけるナロー化等への対応を行ってまいりましたし、今後とも電波の有効利用に努めてまいる所存でございます。先ほど申しました国等からの一定の利用料負担との提案につきまして、以下の点から3点ご説明させていただきます。

まず、1点目ですが、私ども水防道路無線局といいますのは、防災業務の用に供するということですので、その耐災害性と申しますか、災害のときにいかに有効に機能するかという観点、あるいはレーダー等の広域観測性といったようなところから考えまして、無線方式による以外に、実質的には他の方法ではとり得ないと考えております。したがって、利用料の徴収ということが、例えば、他の方式への移行のインセンティブにはつながらないのではないかと考えておることが1点です。

2点目につきましては、中央防災会議の「防災基本計画」におきまして、我々の無線局というのが河川道路だけではなくて、国全体の防災対策としても位置付けられており、なおかつその充実が求められております。したがって、新たな費用負担、事務コストであれ、あるいは維持管理の問題であれ、費用負担ということは、その方向に相入れないものではないかなと考えましたのが2点目です。

3点目ですけれども、国の無線局からの徴収ということになりますと、国家間でお金が循環しているだけであるにもかかわらず、新たな行政事務、特に国土交通省におきましては、全国の各官署単位での事務手続ということが想定されます。したがって、行政コストが増加する、あるいは行政のスリム化にもあえて言えば、方向が相容れないのではないかなというふうに考えました。以上3点が反対の意見を提出させていただいた理由です。以上です。

(構成員) どうもありがとうございました。それでは本題に入りたいと思います。パブリックコメントの募集では、約660件の意見が寄せられております。事務局で項目別に概要と考え方の案を整理していただいております。貴重なご意見も多数あります。大部ですので、まずは総論と料額関係の部分について、事務局からご説明をお願いします。

(3) パブリックコメント実施結果の説明

①総論及び料額に関する部分

〔事務局から、資料 1 (p.1～p.10、p.17(1))、別紙 1 及び別添 1 について説明が行われた後、以下のような質疑応答が行われた。〕

(構成員) 別添 1 の公共性の勘案について意見を申し上げたいと思います。1 頁の (2) 「提出された意見の概要」の中に「電波の使用形態や目的等の違いを勘案せず公平な料金の算定が必要」とありますけれども、放送事業者から見ると、これは必ずしも公平な料金の算定というものに当たらないのではないかと思います。言うまでもなく、放送のように非常災害時や、あるいは国民の情報の共有化のために、事業性を超えて一種のユニバーサルサービスとして非常に条件の不利な地域へ電波を届けることを、アナログ放送においては 50 年間続けてきたわけですが、さらに 2011 年に一斉にデジタル化ということが決まっておりますので、非常に短期間にそれに近い格好での電波を届けなければいけません。そうしたことを勘案しますと、使用目的等の違いを考えないということは、健全な情報社会の構築に害というか、益しないということがありまして、やはり、公共性を勘案すべきところは勘案をしていただきたいと思います。

② 使途に関する部分

〔事務局から、資料 1 (p.11～p.16、p.17(2)) 及び別添 2 について説明が行われた後、以下のような質疑応答が行われた。〕

(構成員) 別添 2 の 5 頁でご説明された、費用が膨大にならないかという懸念について質問ですが、地理的デジタルディバイド解消という喫緊の課題に対して、民間事業者へのインセンティブ付与として電波利用料から支援するという、これはどのくらいの規模でしょうか。また、これ自体がアナアナ変換以降の大きな支出にならないのかという点については、どのようにお考えでしょうか。

(総務省) これは携帯電話事業者にお聞きしたいのですが、別添 2 の 4 頁を開いていただけますでしょうか。提出意見 1 の 2 番に書かせていただきましたけれども、あくまでも本件施策は、民間事業者の通話可能地域拡大に向けた自主的な取組を前提として、その促進を図るためのインセンティブ付与との位置付けです。携帯電話事業者がやっていただけるエリアが、現在は大体 50 か所ぐらいあります。もちろん営利企業でいらっしゃるから、収益最大化を目指す中で、収益ぎりぎりのラインまでやる地域が年間 50 地域ぐらいあると。それを拡大するように、私どもも携帯電話事業者をお願いをしているところですが、どこまでご協力いただけるのかということにかかっているかと思いますし、今 50 か所整備するために、17 億円程度一般財源で負担をしているというのが実情です。そういったことも考えていきますと、ある一定の歯止めはかかるものと考えております。あくまでも民間事業者の自主的な取組を前提として、その促進を図るためのインセンティブ付与という位置付けの中で自ら限られてくるものと理解をしております。

(構成員) 今の点に関しまして、携帯電話事業者といたしましては、やはり採算性は重視するところですので、どこにでも携帯基地局を建設すべきというユニバーサルサービスのものとして考えるということに関しましては、同意はしておりま

せん。ただし、そういったデジタルディバイド解消という意味で、かなり広い地域に基地局を立ててほしいという要求に対しては理解を示しております。私どもは、やはり協力すべきところは協力すべきというふうに考えております。したがって、我々が判断して採算ぎりぎりではあるが立てなければいけないというところに関しては、ある程度の補助があれば、それはそれで非常にありがたいというスタンスです。ですから、デジタルディバイド解消ということに対しては非常に積極的ではありますが、ユニバーサルサービスという意味では、そこまで踏み込むべきではないと考えています。

(構成員) 携帯電話事業は、今申しましたように、報告書の中でユニバーサルサービスという位置付けの議論はされていないと認識しておりまして、それについては、またしかるべきところで議論がされるだろうと思っております。それから、私どもは当然のことながら、国民の貴重な財産である電波を利用して受益を得ているということはもちろんですし、なおかつこれだけ携帯電話が普及してきますと、地理的デジタルディバイドは非常に大きな格差を生んでしまうということがありますので、収支を勘案した事業でありますけれども、少しでもそのような収支の相整わない所について、ある程度背中を押していただければ、よりそちらに向けてご協力できるのではないかとということで、本案のスキームでいきたいと思っております。

(構成員) いずれにせよ、今の議論は、50か所が100か所になるのか、200か所になるのかという話で、それはどれぐらいの費用がかかるのかということと、一方で、負担がどれぐらい増えてしまうのかという議論になりますよね。これまでの議論の中でも、少しお話はありましたけど、どれぐらいの歳出規模になるのかということが一番大きな問題で、そのことと負担がどの程度なるのかということがもう少し分かるとありがたいと思っております。

(構成員) 鉄塔を建てることもさることながら、その後の維持管理、その辺がポイントだと思います。これに対する補助金という感じでしょうか。もう一つは、デジタルディバイド解消のための研究開発もやればいいかなと思います。前からかかっていたのですが、日本は成層圏プラットフォームというのを世界に先駆けてやっていますよね。あれを割と低いところへ止めて、小さな衛星みたいに使うようなことも考えられると思います。結局、上空に止めるというのは非常に大変らしいので、例えば動いてもうまく機能するような、デジタルディバイド解消のための研究開発も重要ではないかと思っております。

(総務省) 鉄塔整備については、初期投資で1基当たり恐らく4、5千万から6千万円かかっているという実態がありますし、それを運用するための光ファイバの運用経費が安ければ200万円、高ければ400万円、そういう数百万円ぐらいのオーダーが毎年かかると理解しております。そういったものを全て携帯電話事業者が負担すると、なかなか採算がとれないような地域について、今一般財源で年間約17億円補助をして、約50か所の整備を進めています。他方、地方公共団体も一定の負担をするというスキームになっておりますので、野放図にユニバーサルサービスの整備箇所が出てきているわけではございません。今現在の話をしめすと、地方公共団体から、一定の負担をしてもいいので、この格差是正のスキームによって鉄塔を整備してほしいという要望が500か所あります。したがって、この500か所をできるだけ早急に整備するというのが一つの目安で、年間50か所

のペースでやっていきますと10年かかります。それでは時間がかかりますので、今一般財源が非常に厳しい中で、500か所を5年程度の期間でつぶしていくためには、今の整備スピードを倍ぐらいにしていきたいということです。

今の補助スキームは、別紙1の17頁にございます。国が2分の1補助をする、県が5分の1補助をする、市町村が10分の3の負担をする、というかたちで、地方公共団体も一定の負担をするという現在のスキームをある程度前提としながら考えていきますと、500か所というのは当面の整備目標で、これを10年かかるものを加速化したいということが一つの歯止めであると考えております。

(構成員) 1つだけ確認したいのですが、17頁を読みますと、私の理解だとランニングコストが負担できているのかという懸念があるんですけども、市町村から、今500か所の要望があるというご説明がありましたが、例えば、建設費用を市町村が折半するということなのか、それとも、ランニングコストも含むということでしょうか。

(総務省) まず現行のスキームを申し上げますと、ランニングコストは携帯電話事業者が負担をするということが前提となっております。最初に初期投資である移動鉄塔の整備について、国・地方公共団体が一定の補助をするというスキームになっています。そういう現状を前提として、地方公共団体として一定の負担をしてもいいといった所について、場所によっては、移動鉄塔よりは、逆に伝送路整備の方にコストがかかる、もしくは毎年ランニングコストがかかって、そこがネックになっているというようなところもありますので、そういったところについて、利用料財源を使って整備を図っていけばよいのではないかと考えております。地方公共団体からすれば、要するに不感地域対策ができればいいわけでございます。それが移動鉄塔になるのか、伝送路コストになるのかということと考えております。

③納付義務者の範囲及びその他の意見に関する部分

〔事務局から、資料1(p.18～p.25)及び別添3について説明が行われた後、以下のような質疑応答が行われた。〕

(構成員) 免許不要局の扱いと、国及び地方公共団体については、たくさんの意見が来たようですが、どうやらこれは組織票だなと思わせるものがあって、誰か知恵者が一つ書いて、それを添付して送ってきたというのは大体見えるのですが、そうとはいえ、やはり数が多いものは、それなりに尊重せざるを得ないだろうと、個人的には思います。と申しますのは、使用料部分について特にそうですけれども、論理的に一貫した説明をしているのならば、あなたの言っていることはこの論理と違うということが言えますが、報告書では「経済的な価値を勘案」と言っています。徹底的に経済的価値でいくのなら、オークションというか、電波を使用しているところから経済的な価値を徴収するのが筋です。とにかく、それは普通の物と同じであるという論理で一貫させなければならぬわけです。ところが、その入り口のところで曲げてしまったわけですから、そうすると、公共性が高いであるとか、そういう要素は当然出てきます。しかし、考えてみれば、消防はそれだけ公共性が高いから、消防車も無料にしろという議論にならないとおかしいのですが、そうは誰も思わない。そこは常に折衷になってしまうわけです。 情

報家電も、使っているのなら金を払うのは当然だと。論理的にはそうですが、例えば92兆円の市場を実現したいと思うのなら、これから伸び盛りのところからどうして徴収するのかというのも、それはそれでもっともな議論になってしまうわけです。放送や携帯電話の場合は、相当程度成熟した市場で、徴収されるお金を利用者に転嫁できるシステムが一応確立していると考えられるわけです。儲けていますから、そうになっているはずなんです。ところが、こういう情報家電はこれから出てくるわけだから、消費者に転嫁できるかどうかよくわからないところで始めるので、そこは話が違うと言われれば、それもそれでもっともかなと言わざるを得ないところがあると思います。そうすると、この2つの問題については、原則例外をきちっと整理していただいて、これは大変なご苦労だったと思いますが、そこで言う原則例外については、フレキシブルに考えざるを得ないだろうと思います。私は市場原理主義者ですから、何でそんなごちゃごちゃとしたことを言うのかと、おしかりがあるかもしれないけれども、最初の点がそうってしまった以上は、これはこれでしょうがないかなという気がいたします。それから、事実関係を知りたいのですが、情報家電等については、他国ではこの程度のものを徴収していないということが言われていますが、事実としてはどうなんでしょう。これが本当だとすると、国際競争力を削ぐという意見は、結構強力な議論にならざるを得ないかなと思います。

(総務省) 今いただいたご質問、最後の部分だけですが、まず免許不要局については、日本もこれまでもそうでしたし、諸外国においても基本的に帯域非占用型のものとして、その帯域非占用型の世界の中では、免許不要局から電波利用料を徴収している実例はないと思います。ただし、日本が今踏み出そうとしているのは、帯域を占有する小電力無線システムというものをつくる場合において、これはどうするかという議論が、今、提起されているのであります。帯域占有型の小電力システムが諸外国にあるかどうかということについては、あるということは、少なくとも我々は承知をしていない。ないと言い切ることもできないのですが、まずないだろうという中で、そういう意味では例がない世界を今考えている。したがって、免許不要局から徴収している例があるかということについては、例はないというのは事実です。

(構成員) 国の場合には財政循環が起こるという議論をして、だから、今の制度からすると対応しにくいという説明がありましたが、論理的に考えて、国庫循環になることは確かです。しかし、納税者の側からすると、国と地方自治体の場合で、同じようにも見えます。国と地方公共団体と、どこの部分がどう違うから、国の場合は徴収することが難しいのか、もう少し丁寧に説明いただけますでしょうか。

(構成員) 国と地方公共団体というのは、それぞれ法人格として独立ですから、国の場合には、自分の右手でとって左手で使うということになります。地方公共団体については、法的には国と別人格ですから、利用料を徴収して国に納付する別の法人格だということで説明は可能だということです。

(構成員) 循環はしていますよね。国から地方に交付税が流れたりして、片方で使った分だけ、ほかで補っているメカニズムになっているとすると、財政上は全体として循環しているわけですが、その話までは行かないで、要するに、法主体の話ですね。

(構成員) そこで切っているということですね。ただ、補助金や交付金まで含めれば循環しているわけですし、意見をついでに述べさせていただきますと、国も地方公共団体の場合も利用料を徴収することによって、合理的な有効利用インセンティブが働くシステムになっているかという、例えば、一生懸命新しい技術を開発して、予算よりも節減できましたという、それは次年度以降は評価されないですね。その分減らされてしまうわけです。そこが問題ではないかと思います。ですから、利用料を徴収することによって、かえって事務が煩雑になるという意見が出てきていますが、民間企業であれば、そんな手間がかかるのであれば、その分を他に転嫁すればいいということになります。しかし、転嫁する方法が国及び地方公共団体については必ずしもない。そうすると、利用料を課すことが有効利用インセンティブに繋がらないので、他の手段を考えるべきである。それが恐らく別添3の4頁検討課題3で、消防であれ防災であれ、料金ではなくて、有効利用努力をしているということを、説明責任という意味でも、原則公表にすることによって、より合理的な制度にしていくというのは、一つのあるべき姿ではないかとは思いますが。

(構成員) 有効利用努力の公表というのはとても面白いアイデアだと思いますし、効率的に利用しているということを、自分が証明しなければいけないという考え方は、良い考えだと思います。しかし、これは電波を使っている人がどう考えているかというよりは、ここで使っている電波は、機会費用で計算すると幾ら、これぐらいの金額がかかっているということを公表すればよいのではないかと考えられます。つまり、ものすごく使っているけれども、非常に過疎な地域で使っている場合は、無料同然で何の競合もしていないところで使っているから、費用にならないという議論になるかもしれません。考え方として、どんなエリアでどのように使われていて、どこで無尽蔵に使っていて、どういう人が電波を利用しているのか、全部分かっていいのではないかという気がします。電波を利用している人はこういう証明をしなければいけないが、国もこういうことを証明する義務があるのではないかと思います。

(構成員) それについては、料金を支払うのが一番簡便で、はっきり幾らと分かります。理屈としては、はっきりと幾らかかりましたと出すのが、予算の上でも明確に出ますから、それが公表の仕方としては最も簡便かつ明快というのが、当然であると思います。

(構成員) 今回のパブリックコメントの性格とも関連しますが、今回の問題については、国民各般に関係することですので、できるだけオープンな議論が望ましいと考えています。そういう観点から、今回のこの資料1のまとめ方について、先ほどご説明があった別添1や別添2などは、関連する方の意見が再度出てきて、それに対する答えというのが多いのですが、この免許不要局の議論になると、今回関係していない方の意見が多数あります。この議論に参加していない方々ですから、できるだけ尊重するのが基本であろうと思いますし、そういう意味でも、できるだけオープンな議論をしていただきたいということが第一であります。

また、まとめ方の議論であります。資料1の22頁について、いかにも組織票であるという印象で、もう少し議論を事実即して変えていただければと思います。例えば、私どもの意見についても、研究会の最終報告書案に厳密に即して意見を申し上げたところであります。この免許不要局の問題についても、仮に一

部に限定することであっても、様々な理由で、免許不要局から徴収することには反対であると、厳密に述べております。

それは例えば、仮に帯域占用型に限定するということであっても、免許不要局に関する議論が不十分であり、帯域非占用型についても議論が不十分ではないかと思っております。例えば、別添3の1頁に初めて出てまいりますが、法律で定められているのは免許局又は登録局であり、また免許不要局というものがあります。今回、その上位概念として帯域占用型、帯域非占用型と出てきました。30年前とか、40年前であれば法律を上回る行政指導、基準というのは、簡単にあったのでしょうか、今は、法律を上回る概念をきちんとオープンにして、技術的にも正確に反映する必要がある、そうしない限り、これらが将来的にどうなるのか、どういうふうに決められるのか、非常に曖昧なままになってしまいます。そういう意味もあって、私どもの意見の中では、それらの点に関する議論が不十分だし、また、一部に限定するにしろ、情報家電型を対象とする限りは、今後の発展を期待する部分でありますから、国際競争力の観点から考えても、また、免許不要局の一部であっても、徴収するのは反対である、日本の国益を損なうという観点から述べております。ですから、資料1の22頁のまとめ方は、できれば、私どもの意見をもう少し正確に反映していただければと思いますし、また、ここで一括りにされた方々は、きっと研究会の最終報告書案を綿密に読まれて、それぞれの意見を出されておりますので、研究会あるいはこの部会としては、ここに参加されていない方の意見を、できるだけ率直に、是非尊重していただきたいと思えます。

(構成員) 情報家電に関係する方がこの会議において、少数代表であったということについては、そのとおりだと思います。

(構成員) この免許不要局の議論を聞く度に、やはり議論は公平であるべきだと私は思っております。比べるものも違うものではなくて、やはりアップル・ツウ・アップルで比べるべきであると思います。そうすると、帯域占用型で、今電波利用料を払っているものは何かというと、代表は携帯電話であります。一方、今議論されている帯域占用型で電波利用料なしという議論の対象は、今のところどんな使い方をされるのか、まだ分かっておりませんが、恐らく、無線LAN、あるいはそれに近い形態であると理解されます。この2つを比べると、ほとんど差がありません。使用の方法も非常に近いものになるであろうと想像されます。そうすると、こういった場合、一方は電波利用料をとり、一方はとらない。国民から取り上げるのはおかしいじゃないかという議論がありますが、携帯電話は、結局はユーザーが負担しています。そういったことを考えると、公平な議論をすれば、帯域占用型で自分をプロテクトするということを表明するのであれば、これは当然、同じルールに従うべきだと思います。

(構成員) だから、帯域占用型の場合には、登録制、あるいは免許制にすべきであるという意見もあるわけですね。

(構成員) そのところは色々あると思いますけれども、負担という面では同じだと思います。

(総務省) 1点事実関係だけ申し上げておきたいんですけれども、先ほど帯域占用と帯域非占用の概念が全く法律と離れた議論であるかのようなことがございましたけれども、電波法第26条で周波数割当計画を定めるとありまして、また、その

周波数割当計画を定めるに当たっては、国民の利害とも関わるということで、電波監理審議会に諮問をするなり、さらにパブリックコメントを踏まえて、公正明大な手続で周波数割当計画を定めています。その周波数割当計画を見れば、帯域占用、帯域非占用という用語は書いておりませんが、ここであらわされた概念ははっきり分かるという形になっておりますので、電波法の中でも、業務への周波数のアロケーション、分配に相当する段階での周波数割当計画を、まず上位概念として法律できっちりと位置付けられており、そのアロケーションされた周波数を個々人に分配するアサイメントの段階で免許・登録というものも書かれているということです。法律でないものを持ち出したという点については、それは法律の中で上位概念を規定されていることは申し添えたいと思います。

(構成員) 先週ベルリンでITSという会議があって、ちょっとのぞいてきましたが、アメリカでの議論が最近変わってきたのかなと思います。今まではコモンズ一辺倒だったのかなという中で、むしろ、アンチコモンズの問題、つまり過度に利用され過ぎて、かえって不確実性が増してしまい、むしろ、投資のインセンティブが削がれているのではないかという議論が一部で出始めてきたというのが、非常におもしろい議論だなと思いました。そういった中で帯域占用型との議論で関係してくると思いますが、実際、例えば、別添3の2頁、反論の中で、特定の地域時間帯によって通信の品質が低下する可能性もあるという考え方も出ていますが、それについて、2つ質問があります。1つ目の質問は、免許不要で自由に利用できるようになったときに、周波数が足りなくなっていて、うまく自分たちの機械が使えなくなるような可能性というのを危惧していらっしゃるのか否かということ。2つ目の質問は、そういうことを危惧する中で、実際に、何か新しい製品を開発する、あるいは新しいシステムを開発しようとするインセンティブが削られるような実態というのは存在しているのかどうか、ご意見をいただけますでしょうか。

(構成員) 第1の質問について、占用の帯域が必要なのかどうかという問題をご質問されておりますが、その問題と今回の電波利用料の問題は別の問題であると思います。今回の議論でいえば、電波利用料を負担すべきかどうか、免許不要局の中での情報家電のあり方とか、そういうものをきちっと議論して、電波利用料を徴収するべきかどうかの観点から検討すべきだというのが我々の考えであります。2番目の質問は何でしたでしょうか。

(構成員) 2番目の質問は、共用型で利用することによって、通信品質がかなり低下する恐れがあるというようなことがもし危惧されているのであれば、そのことによって、例えば、新しい機器をその周波数帯を使って開発するのをやめようというようなディスインセンティブが、産業界にあるのかどうか。アメリカの議論を見ていると、そういうディスインセンティブが出てくる可能性があるから、コモンズの問題ももう少し考え直した方がいいのではないかという議論が、一部で出始めてきているので、そういった中で、日本の産業界としては、どう考えられているのかを、お伺いしたいと思っています。

(構成員) どういう観点からお答えしていいかわからないのですが、逆にご質問すると、どういう関係があるのでしょうか。

(構成員) 帯域を占用して確実にある種の製品のために使える、あるいはある種のシステムのために使える周波数帯というのはきちんと確保されるべきなのか、それとも2.4 GHz帯のように、自由に色々なシステムが使えるような周波数の割当

でいいのかという点に関係してくるという意味で申し上げたつもりですが。

(構成員) その辺は、技術的にどうあるべきか、そういうことをきちっと議論していくべきであると思います。そういうことをしないで、例えば、今回の情報家電型や、帯域非占用型になっている隙間利用というような言葉などが曖昧なのではないかということで、技術的にも制度的にも、きちっと議論した上で考えるべきではないかと思います。色々と率直な質問、あるいは意見が出ております。こういうのは免許、あるいは登録にしたらいいいのではないかとか、にわかに賛成するわけではないのですが、非常に曖昧な中で色々なことが議論されているという印象を持っております。

(構成員) 議論が複雑になるのが帯域占用型、帯域非占用型の問題と免許不要というところであり、それに加えて、徴収する、しないという議論が複雑に交錯していて、どうしても議論が分かりにくくなっていると思います。米国政府の意見をよく読むと、アンライセンスでエクスクルーシブな使い方というのをサードカテゴリーとか、ニューカテゴリーとか、非常に変なもののような皮肉っぽい書き方で言っています。ということは、これは世界的な意味でも、かなり特殊なカテゴリーの定義である。ということは、もう少し、なぜこのカテゴリーが必要なのかということについて、十分コンセンサスが色々な業界でとられないと、なかなか議論が収束しないのではないかと思います。もう少し先を読んでもみると、本当にこのようなアンライセンスでエクスクルーシブというのが適当なのか。そういうのが必要なのかと書いてあって、他を排除しない、即ち、帯域非占用型でそういうことができるような技術的開発などにもっと注力したらいいんじゃないのかというようなアドバイスのようなことも書いていますが、アンライセンスでエクスクルーシブである必要性について、もう少し補足説明があった方がいいと思います。

(構成員) どうもありがとうございました。色々ご意見をいただいて起草委員会であるべく大勢の意見が反映されるようにまとめていきたいと思いますが、他にございませんでしょうか。

(構成員) 多くの意見が提出されたということでしたが、消防庁、それから全国消防長会からも内容についての周知徹底を図らせていただいたところであります。国がこう言えと言って、地方公共団体が言うような時代ではありませんで、それぞれが考えて意見を出してきたと思っております。このあたりにつきましては、特に今、制度上は国と地方公共団体は分かれておりますけれども、やっている事務を踏まえたと、公共性の高さは全く変わらないところであります。それにつきましては、是非、地方であるから国庫循環論に直接当てはまらないから該当しないということではない、というふうにご整理いただいたと思いますけれども、そうした点について、よろしくお願ひしたいと思います。

(4) 主査及び有富総合通信基盤局長挨拶

(構成員) 私はまず、最初のボタンのかけちがいなのか、市場原理を導入するとは言っていますが、全部市場原理に立脚した方がいいという考えの人もあるかもしれないけれども、もともと放送も文化性とか、社会性を言っていたわけです。産業政策として議論し出したのは、この10年ぐらいじゃないかと思います。それ

から、安全性とか、消防関係とか、色々あります。市場原理に対する公共性原理と私は勝手に言っているんですが、その2つの調和統合を図っていくべきだというのが私のスタンスで、市場原理を全面的に導入するのが正しいとは思っておりません。論理的に曲げたとは、私は思っていないが。

研究開発に関しては大体ご賛成いただいたかなと思うんですけども、なかなか理解していただけないので、私の方で少し整理してみました。周波数倍増計画、これで電波資源の有効活用を図りたい。これは将来の日本の何分の一かはかかっていると思いますが、日本における現在の革新的、あるいは萌芽的、基礎的研究というのが実に憂慮すべき段階にあります。それはどういうことかと申しますと、まず、メーカーは、ずっと不況、リストラで、研究開発費が最近また増え出したかもしれませんが、ターゲットが一、二年なんですよ。私も研究費をもらっていますが、来年事業化できると言われるんですよ。こういうふうなメーカーがほとんどです。それから、かつて70年代から80年代にかけて、日本は世界に冠たる通信王国であった。これは電電公社の研究開発力があったわけですが、最近やはり、なかなかそうはいかない。どうしても短期的になっている。それから、大学がまた悲惨な状況になっておりまして、独立行政法人化によって、プロジェクト型の研究はいいのかもしれないけれども、萌芽的、基礎的な革新になるかどうかまだ分からない段階での研究というのは、非常に憂慮すべき状況であります。要するに、何でもいよというお金が大幅に減って、200万が80万、50万に減っているというような、そういう状況です。ですから、電波産業をこれから進めていく上で、非常に由々しい状況であると。それなら一般会計でやればいいじゃないかという議論になるんですが、これは一見正論のようですけれども、他の分野の評価者に電波の研究の重要性を理解してもらうことは、実際至難のことです。

それから、既得権がありますから、例えばバイオは、科学研究費の半分とっているんですが、これを是正しようとしても、現実にはなかなか是正できません。ですから、将来の果実を得るもの、そのことがわかっている人が少し出す。また、将来発展する分野からとるべきではないと言われますが、そうではなくて、少し徴収して、10年後に大きく返す。こういうことを考えたい。

ただ、問題はもう一つありまして、そういうものに対して、今度は評価の問題があります。評価というのは本来難しいものです。研究には評価できない段階と評価できる段階がある。しかし、評価できない段階だからといって、国のお金を使う以上、公開性、説明責任、透明性が必要です。そこで従来の評価プロセスを全省庁の方にも、評論家にもみんな申し上げたいのですが、例えばこういう問題を考えていただきたい。AとBという2つの研究応募がありました。評価する人は10名で、点数を付けました。Aについては90点を付けた人が2人、あとは全部60点、平均点66点。一方、Bについては70点、全員70点、平均点70点。どちらを採用しますかというのと、日本の評価システムは必ず70点の方をとるんですよ。これで革新的なことができますかと言いたいわけです。それはまあまあ成果はできますから、適当な作文をして、まあまあできましたねということになるんですが、本当はそうじゃないと思います。10分の2の確率だと、それでは困る、失敗したらどうするんだと言われますが、それは失敗を恐れずやらなければいけない。ただ、いい加減に評価しないで、やはり優れた直感力を持

った人、洞察力を持った人が評価する。それでも当たり外れがありますが、そういうテーマが10あれば、1つや2つは必ず成功するわけです。必ずかどうか断言はできませんが、成功する確率が高いわけです。ですから、多数決民主主義ではなくて、そういう評価システムがぜひ日本では必要で、そういう革新的な研究をこれから育てる。これは1メーカーではできないわけです。先ほど言ったような状況ですから。ですから、何らかの国あるいは公共的なお金を使う必要があるわけです。

9月12日、マサチューセッツ工科大学の石井先生が日本経済新聞に書いていたんですが、少しだけ読んでみます。欧米での先進事例がないという理由で、日本で予算獲得のための革新的研究提案が不採用になったという話を何度も聞いた。革新的研究は先行例がないからこそ革新的なんです。その価値を見抜くには一流の評価者が必要になる。評価者は評価することは必要ですが、革新的な研究というのは、そういうものだということです。例えば、電波の有線化、電波というものをできるだけ閉じ込めるような技術を開発すれば、今言っているような電波の逼迫というのは随分解消される。非常に難しい技術かもしれませんがね。それから、さっき言った衛星を使って、デジタルディバイドを解消するとか、もちろん、未利用周波数、電波法では3テラヘルツですが、そこから先をやってもいいわけで、そのようなところに革新的な研究のためのお金をみんなで少し負担して、そして将来の金の卵を生み出そうではありませんか。こういうふうに私は申し上げたい。

それでは、1点目、2点目については大体ご賛成いただいたのかなと、3点目の免許不要局の問題については、やはり起草委員会で論点を整理して、これを親会に上げていきたいと思っております。15回にわたりまして、本当にどうも長い間ありがとうございました。

(総務省) 今、先生が言われましたように、この電波利用料部会、昨年1月からから、もう15回になりますけれども、1年半近くにわたりまして、電波利用料制度のあり方については、辻井主査、あるいは黒川主査代理はじめとしまして、構成員の皆様には大変熱心にご意見をいただいたというふうに思っております。時間の関係もありまして、今日が最終回であります。最終回へ向けて、この次は親会になるわけではありますが、ご案内のとおり、電波開放戦略として私どもが旗を立てて、新しいワイヤレスブロードバンド環境整備をしよう、そして新しいビジネスチャンスをつくろう、こういうことで取り組んできております。そういう大きな方向性につきましては、おかげさまで国会の方でもご理解をいただいていると思っております。利用状況調査の制度、あるいは立退料の制度等々につきましては、今まで順調にやってきておりまして、いよいよお金の話ということでございます。お金の話となりますと、その必要性は何だとか、あるいは一体どのぐらい取られるんだろうとか、払う方の側から考えると、これはない方がいいに決まっているので、総論賛成各論反対と言っては失礼ですが、そういった議論もあるのかなというふうには承っております。

今、先生がR&Dについてチャレンジャブルな取組をご説明されましたけれども、やはり制度も、私たちが何かをやろうとすると、現在の制度を前提にして議論しておったのでは先に進めないと思います。米国政府の意見で、アンライセンズでエクスクルーシブという制度が極めて変だというような問題提起を受けたという

こともありますが、免許不要で出力が弱くて、電波については妨害されても、妨害はしないという従来型の無線LANでいいのか、これで日本の無線LAN産業が本当に発展するのかという問題提起をしたつもりです。一部の情報家電に関係する方々からも、これも必要だというお話があって、ならば、そういうこともやってみようかということで、ご提案いたしておるわけであります。

新しい制度をつくると、必ず賛成反対もありますし、議論が不十分だというご批判があるかもしれませんが、100%色々なことをやるというのはなかなか難しいので、ある一定のところでけじめをつける必要もあるのかなという思いもあります。ただ、これまでのご議論を踏まえて、具体的な施策に取り組むわけですが、残念ながら、一部に運動論かなと思われる取組があったり、少し事実関係と違うような取組があったり、あるいは先ほど消防庁の方から、これは私どもがきちんと説明した上での話ですという補足もありますけれども、それはそれとして、私どもは受け止めたいと思います。数じゃなくて論旨を、数で議論をすると多数決ですから、論議にならないので、問題提起のあった論議についてはきちんと受け止めて、今回のこの研究会の議論を踏まえて、親会、あるいは国会の議論等々にも反映させていきますので、是非そこは、我々の意のあるところを汲んでいただければと思います。

これからの取組ですが、法律改正というものを視野に入れますので、例えば政府内でもこのとおりいくという保証はありません。それから、観点の相違で、この方がいいとか、そこまでは認められないとかというような点多々あると思います。また、先ほどデジタルディバイドの関係で、現行制度を説明していただきましたが、三位一体改革の流れのなかで、今まででの制度がそのままそっくり右から左へ移るというようなことが、例えば10年間、あるいは5年間保証されるかということ、そうでもありません。したがって我々は、基本的な部分を踏まえながら、過度の負担はもちろん避ける、それから新しいビジネスを起こすように、産業界のご理解をいただくというようなことをやりながら、新しい国の形、あるいはR&Dでも国際協調を高めるという観点で取り組んでいきたいと思っております。そういった面でまだまだご議論が尽きない点多々あろうかと思っておりますけれども、これからも色々なご意見をお聞きする場もあろうかと思っておりますので、ぜひその辺も踏まえて、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

どうも長い間ありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

6 その他

今回をもって、最終会合とする。

(了)